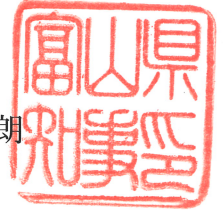


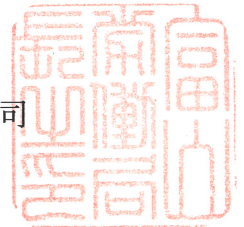
多 人 第 234 号
富 労 発 基 0912 第 1 号
令 和 7 年 9 月 12 日

一般社団法人富山県経営者協会
会長 山下 清胤 殿

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



厚 生 労 働 省 小 島 悟 司
富 山 労 働 局 長



富山県最低賃金の改正及び賃金引上げに向けた支援策の周知について
(お願い)

平素より労働施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、富山県最低賃金は、現行額(時間額 998 円)を 64 円引上げ、令和 7 年 10 月 12 日(日)から時間額 1,062 円となります。本県でも初めて最低賃金が 1,000 円を超えることになり、昭和 47 年に富山県最低賃金の新設されて以降最大の引上げ額となりました。

最低賃金制度が労働者のセーフティーネットとして機能するためには、最低賃金額の周知が重要ですので、貴殿におかれましても、傘下企業に対し、今回改正された最低賃金額の周知に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

一方で、県内の中小企業においては、物価高騰等の影響により厳しい経営環境にあることから、賃金引上げに取り組む企業・事業者への支援がこれまで以上に求められています。

この賃金引上げの支援策の一つとして、厚生労働省では「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」など賃金引上げの助成金、また、富山県では「富山県賃上げサポート補助金」や「富山県キャリアアップ奨励金」を設け、毎年その内容を見直すなどにより、企業・事業者の賃金引上げの後押しを強化しているところです。

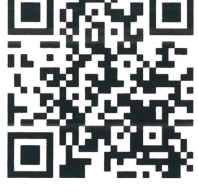
さらに、厚生労働省で開設している「賃金引上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例や、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金額の検索機能、政府の各種支援策を横断的に集約するなど、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる情報を掲載しています。

加えて、持続的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割以上を占める中小企業・小規模事業者がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定され、発注者・受注者の双方の立場からの行動指針が示されています。

つきましては、貴殿におかれましても、行政による賃金引上げに向けた環境整備の取組や、社会的にも賃金引上げが求められていることを御理解いただき、傘下企業に対し、以上の支援策等の周知に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、支援策等の掲示先は以下のとおりとなっていますので、貴会の広報誌・ホームページへの記事掲載、また、リーフレットの配布等に御活用ください。

＜富山県最低賃金及び賃金引上げに向けた支援策等の掲示先＞

	URL	QRコード
富山県最低賃金 (富山労働局 HP)	https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/saiteichingin_koutin.html	
賃金引上げを支援する各種助成金 (富山労働局 HP)	https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/oshirase/_120032/chinagepackage.html	
富山県賃上げサポート補助金 (富山県 HP)	https://www.pref.toyama.jp/130321/sangyou/roudou/roudoukoyou/chinagesupport.html	
富山県キャリアアップ奨励金 (富山県 HP)	https://www.pref.toyama.jp/130321/sangyou/roudou/roudoukoyou/career_up_syousei.html	
賃金引上げ特設ページ (厚生労働省 HP)	https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/	
労務費の適切な転嫁のための価格転嫁に関する指針 (公正取引委員会 HP)	https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html	